

東京都舟運活性化事業費補助金

「交通手段としての航路事業（環状航路事業）」

【募集要領】

令和8年4月

東京都都市整備局

目 次

- 1 補助金の目的
- 2 事業者の募集概要
- 3 応募手続
- 4 審査及び選定
- 5 補助対象事業の手続・実施
- 6 補助対象事業の完了
- 7 注意事項等

1 補助金の目的

本補助金は、舟運事業者等による「交通手段としての航路事業（環状航路事業）」に対し、その経費の一部を補助することにより、舟運を活用した交通ネットワークの形成により舟運活性化に寄与することを目的とする。

2 事業者の募集概要

(1) 募集の概要・枠組み

今回の募集は、令和8年度に新たに創設した「東京都舟運活性化事業費補助金」のうち、「交通手段としての航路事業（環状航路事業）」を実施する事業者を募集するものである。

提出書類に基づく審査により、事業者を1事業者選定する。

補助の内容は、東京都舟運活性化事業費補助金補助要綱（以下「補助要綱」という。）及び同細目によるものとする。

本補助金の実施期間は、令和8年度及び令和9年度の2年間とする。

(2) 複数の事業者での応募

複数の事業者での応募が可能である。その際は、事業における役割、費用及び責任の分担を明確に示す資料を提出すること。

特に、複数の事業者で運航を行う場合は、事業者間の契約関係、運航に関する責任の所在及び安全管理の方法（指揮命令及び判断の体制並びに緊急時の対応を含む。）、船員の労務管理及び教育計画等を資料内に明示すること。

複数の事業者で応募する場合、東京都との調整及び補助金の交付に係る手続を一元的に行う代表事業者を定めるものとし、当該代表事業者が窓口となって東京都との連絡調整及び補助金の受領・精算等を行うものとする。

なお、事業者を選定された際は、各社間で取り交わす契約書、協定書等の書面を交付申請までに提出すること。

(3) 運航計画

補助対象事業は、補助要綱第3条に規定する事項を満たした上で、年間を通じて運航を行う事業とする。

(4) 募集・選定等のスケジュール

募集・選定等の流れは、以下のとおりとする。今回は、事業者の募集（下記フローの①）を行うものである。補助金の交付申請は②及び③を経た後、別途実施するものとする。

事業計画書等の提出

受付期間は、令和8年4月8日

から同年5月8日午後5時（必着）まで

審査及び選定結果の通知

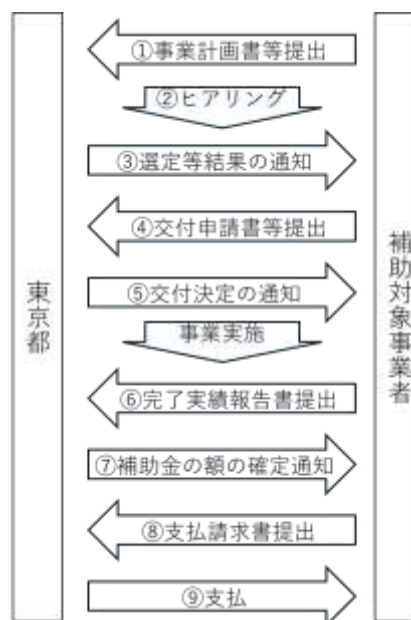
令和8年6月上旬頃

交付申請書等提出

③の通知を受領後、速やかに提出

交付決定の通知

④の申請受付後、3週間程度で審査し、通知



3 応募手続

(5) 事業計画書等の作成（提出書類）

① 事業計画書

補助要綱第1号様式別紙及び各年度申請額計画表

② 運航計画書

運航計画書には、補助要綱及び同細目に規定する内容を漏れなく記載すること。記載に当たっては、以下の事項を必ず含めるものとする。運航計画書は、運航計画書Ⅰ（必須要件）及び運航計画書Ⅱ（評価項目）により構成するものとし、それぞれ以下に示す事項を記載すること。

③ 運航計画書Ⅰ（必須要件）

ア) 許認可の状況を示す資料

一般旅客定期航路事業に係る許認可の取得状況又は取得見込みが分かる資料を提出すること。

既に許認可を取得している場合は許可証（写し）を、新たに取得予定の場合は、取得までの手続スケジュール及び取得予定時期を示すこと。

なお、安全管理規定は、一般旅客定期航路事業の航路許可を受けた後、補助金の交付申請に際して提出するものとする。

イ) 使用旅客船の明細

以下の事項について記載すること。

a. 使用旅客船の概要

- ・ 船舶の保管場所
- ・ 船舶検査証書
- ・ バリアフリー設備の状況、トイレの有無、ベビーカー及び自転車の搭載可否
- ・ 保険加入状況

※ 予備船を使用する場合は、当該船舶についても同様に記載すること。

b. 運航及び利用者対応に関する体制

- ・ 運航可否の判断基準
- ・ 事故時の連絡体制（官公署連絡票）
- ・ 運休、遅延時等における利用者への案内方法
- ・ その他、上記事項を補足する体制

ウ) 運航開始時期及び運航計画

a. 令和8年度及び令和9年度の運航計画(補助要綱及び同細目の要件を満たすこと)

- ・ 許認可手続に関する見通し
- ・ 開始時期及び準備工程
- ・ 航路の設定（必須船着場を含むこと。）
- ・ 運航計画の概要（年間運航日・運航時間・隻数など。運航ダイヤ等の詳細は運航計画Ⅱに記載）
- ・ 運賃体系（回数券・定期券含む。）
- ・ 収支計画

b. 令和10年度以降の運航計画及び経営が安定するまでの収支計画

※補助期間終了後も継続運航が可能な事業であることを確認するため、令和10年度以降の運航計画及び収支見通しを記載すること。

c. 東京都が実施又は関与する舟運活性化の施策の実施に当たり、民間関係者間（舟運事業者、エリアマネジメント団体、ディベロッパー等）の調整を担い、主体的に協力・提案・調整を行い、施策を推進できる実施体制を記載すること。

エ) 複数事業者による応募の場合

複数の事業者が共同で応募する場合は、以下の事項を明確にした資料を提出すること。

- ・ 各事業者の役割分担
- ・ 費用負担及び責任分担
- ・ 事業者間の契約関係
- ・ 運航に関する責任の所在及び安全管理の方法（指揮命令系統、判断体制、緊急

時の対応等を含む。)

- ・ 船員の労務管理及び教育計画

オ) 事業者の補助事業の履行能力を示す資料

- ・ 一般旅客定期航路事業の許可証
- ・ 事業継続体制（人材確保の状況、資金力及び船の確保状況）
- ・ 運航実績
- ・ 安全管理・法令遵守に関する確認体制（船舶の整備状況、船員の資格・免許の有効期限等を定期的に確認する仕組み）

④ 運航計画書Ⅱ（評価項目）

補助要綱及び同細目の要件を満たし、審査・選定における評価項目に直結する提案内容を記載すること。

- a. 運航時間帯（始発便から最終便までの運航が終了する時間）
- b. 運航頻度（運航時間帯の計画運航便数）
- c. 上記項目を満たすための具体的な運航体制、ダイヤ等

あわせて、イベント等と連携した取組により、舟運による周遊性や利用促進の向上に資する提案があった場合についても、評価の対象とする。

なお、イベント等との連携提案を行う場合は、運航計画書Ⅱにおいて、計画内容及びイベント概要を任意様式で提出すること。

(6) 作成した書類の提出

提出書類を下記メールアドレス宛てに送付してください。その際、メールの件名は【舟運補助金の応募（〇〇株式会社）】と御記載ください。なお、送付後に、電話にてメールの受信確認をお願いします。

○提出先

部署：東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 交通プロジェクト担当

e-mail：S0000178(at)section.metro.tokyo.jp

(カッコ内の(at)を@に変更してください)

電話：03-5388-3396

○受付期間

令和8年4月8日（水曜日）から同年5月8日（金曜日）午後5時まで（必着）

4 審査及び選定

(7) 事業計画等の審査・選定

事業計画等の提出書類は、東京都において審査・選定を行う。審査は、補助要綱及び同細目の各種要件を満たしているか確認するものである。選定は、下記の視点により行政目的の達成等について評価する。なお、各種要件を満たしていない計画については、審査の対象外とする場合がある。

<選定の視点>

本事業の選定に当たっては、次の①から③までの視点により審査を行う。

①及び②の要件を満たすことを前提とし、③により事業者を選定する。

① 運航の実現性（共通）

運航の実現性を担保する資力、人材、運航実績、許可手続を適正に進めるための運航体制等を提出書類に基づき総合的に確認し、本事業の継続的な実施が可能か否かを○×により判定する。

② 運航計画Ⅰの適合性（共通）

提出された「運航計画Ⅰ」が以下の必須項目を満たすかを○×で確認する。

- ・ 許認可手続に関する見通し
- ・ 開始時期及び準備工程
- ・ 運航計画（年間運航日数・運航時間等）
- ・ 航路の設定（必須船着場（日の出・お台場・晴海）を含むこと。）
- ・ 運賃体系（回数券・定期券含む。）
- ・ 東京都の施策について、民間関係者間の調整を担う実施体制

③ 運航計画Ⅱの評価（競争審査：採点方式）

提出された「運航計画Ⅱ」に基づき、以下の評価項目について採点し、得点の高い事業者を選定する。

- ・ 運航時間帯（始発便から最終便までの運航が終了する時間）
- ・ 運航頻度（運航時間帯の計画運航便数）

あわせて、イベント等と連携した取組により、舟運による周遊性や利用促進の向上に資する提案についても、評価の対象とする。

なお、詳細な採点方法及び算定式は、別紙1「運航計画評価方法」による。また、補助金の交付額の判定は、別紙2「運航計画履行評価の算出方法」による履行状況に基づき行う。

5 補助事業の手続・実施

(8) 交付申請書等の提出

審査・選定の結果、事業者を選定された者は、速やかに交付申請書を提出すること。また、一般旅客定期航路事業許可で国に提出した書類の写しを提出すること。

- ・ 一般旅客定期航路事業の許可証（写し）
- ・ 安全管理規定（写し）
- ・ 使用船舶に関する書類（船舶検査証書の写し等）
- ・ 船客傷害賠償責任保険（写し）
- ・ その他知事が必要と認める書類

交付申請書の提出後、都において内容を審査して、交付決定を通知する（申請書を受理してから3週間程度）。

※交付申請は、年度毎に行うものとする。各年度の交付申請額及び交付決定額は、当該年度の予算の範囲内に限るものとし、今回の事業者選定が後年度の補助額を保証するものではない。

補助対象事業の実施

交付決定の通知を受けた後、事業者において、必要な手続、契約等を行い、補助事業の実施体制を整え、準備が整い次第事業を開始すること。なお、事業の実施状況について東京都の求めがあった際は、速やかに状況を報告すること。

6 補助対象事業の完了

(9) 完了実績報告書の提出

補助金の交付については、補助対象事業の完了後、1か月以内又は補助事業の年度末の3月31日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出すること。

期限までに適切な完了実績報告書が提出されない場合は、補助金は交付しないものとする。また、必要書類の不足や内容が不明瞭などの不備があった場合は、適切な完了実績報告書が提出されたものとは認めないものとする。

補助金の支払までには、完了実績報告書の提出後2～3か月程度を要する。

完了実績報告書提出時には、運航の実績を示す資料、契約書や請求書等実際に要した経費が分かる資料及びその内訳等を添付すること。

(10) 補助金の額の確定の通知

実施した事業内容の検査と経費内容の確認により、交付すべき補助金の額を確定し、事業者へ通知する。

(11) 補助金の請求及び支払

補助金の額の確定の通知を受けた後、東京都に請求書を提出すること。東京都は、請求書を受けて、補助金の支払うものとする。

7 注意事項等

審査・選定結果によっては、申請内容を一部変更して交付申請を求める場合がある。また、交付申請時に提出いただいた各種資料に補助対象外経費が含まれていると判明した場合においても、申請内容の変更を求める場合がある。

なお、虚偽の申請が発覚した場合は、精算完了後であっても該当事業者の補助金の交付を取り消す場合がある。補助金の返還等が生じる場合には、別途通知する。

○問合せ先

部署：東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 交通プロジェクト担当

住所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 11階南側

電話：03-5388-3396

e-mail：S0000178(at)section.metro.tokyo.jp

(カッコ内の(at)を@に変更してください)

メールの件名を【舟運補助金に関する問合せ (〇〇株式会社)】と御記載ください。

運航計画評価方法

1 評価構成

採択審査は、下記 3 段階。

- ・ 実現性 (○×) …人員、安全体制、許認可見込み等
- ・ 運航計画Ⅰ (○×) …開始時期、日数、航路要件及び体制
 - 年 300 日以上運航すること (12 か月に満たない場合は、当該期間の月数に 25 日 を乗じて得た日数以上)。
 - 1 日の運航時間帯が 8 時間以上であること (船員の休憩時間及び EV 船の充電時間 を除いた実運航時間により確認する)。
 - 船着場における運航間隔について、60 分以下を維持していること など
- ・ 実現性及び運航計画Ⅰを満たす計画について、運航計画Ⅱの評価により選定
- ・ 運航計画Ⅱ (点数評価/100 点満点)

2 採点項目

① 運航計画Ⅱ (100 点満点)

区分	内容	点数基準
a 運航時間帯 (40 点)	始発便の出航時刻か ら最終便の運航が終 了するまでの時間	12h 以上：40 点、11h 以内：30 点、 10h 以内：20 点、8h 以内：0 点
b 運航頻度 (40 点)	運航時間帯の計画運 航便数(※1 便 = 船着 場間の運航。)	64 便以上：40 点、56 便以上：30 点 48 便以上：20 点、40 便以上：10 点 32 便以上：0 点

② イベント連携による周遊性向上の提案 (各年度加点：10 点)

- ・ 経由する船着場近辺における、舟運を活用したイベントを事業者が主催又は主体的 に実施する提案があった場合には、年度ごとに 10 点を加算する。

【留意事項】

- ・ 使用する船舶は、既存の環状航路に用いる船舶をルート変更により活用する方法又は 当該取組のために別途船舶を用意し活用する方法のいずれも可とする。
- ・ 当該加点は、1 日の運航時間帯、運航頻度の評価とは独立して行うものとする。
- ・ 計画及びイベント概要の提出に当たっては、様式を問わないものとする。

3 複数応募で評価点が同点の場合の評価方法

高得点順

同点時優先順位：b 運航頻度 →a 運航時間帯 →イベント連携の有無

運航計画履行評価の算定方法（環状航路事業）

1 目的

運航計画と実績の乖離を運航日ごとに評価し、当該日の補助金交付額の減額の要否を判断するための算定基準を示す。

2 日次評価の基本的な考え方

- ・ 運航計画の履行状況は、運航日ごとに評価するものとする。
- ・ 評価は、申請時に提出された運航計画書に記載された内容を当該事業における履行基準（計画）とし、当該日の実績との比較により行うものとする。

3 計画値及び実績値の算定

本算定において「便」とは、1便＝船着場間の運航とする。

(1) 計画値（日）

当該運航日に適用される運航計画に基づき、予定されている便数を計画値とする。

(2) 実績値（日）

当該運航日の実績に基づき、実際に運航した便数を実績値とする。

4 日次履行率

日次履行率は、次の式により算出する。

$$\text{日次履行率（\%）} = \text{実績値（日）} \div \text{計画値（日）} \times 100$$

5 日次減額の取扱い（2区分）

各運航日の補助金交付額は、当該日の日次履行率に応じて、次の区分により算定する。

日次履行率	交付係数	取扱い
80%	1.0	減額なし
80%未満	0.5	当該日 50%減額

$$\text{当該日の交付額} = \text{当該日の補助対象額} \times \text{交付係数}$$

【参考】計算例

計画：32 便

実績：24 便

日次履行率： $24 \div 32 \times 100 = 75\%$ → 80%未満のため、当該日は 50%減額

※天候、災害、イベント協力その他不可抗力による計画変更は、日次評価の対象外とする。

※事業者の運営上の都合、船舶の故障その他事業者の責に帰すべき事由による計画変更

又は欠航については、日次評価の対象とし、本別紙に定める係数を適用する。

6 必須条件（満たさない場合は不交付）

- ・ 年 300 日以上運航すること（12 か月に満たない場合は、当該期間の月数に 25 日を乗じて得た日数以上）。
- ・ 1 日の運航時間帯が 8 時間以上であること（船員の休憩時間及び EV 船の充電時間を除いた実運航時間により確認する。）。
- ・ 運航日数、運航時間帯又は運航頻度について、提出された運航計画と著しく乖離した状態が一定期間以上継続している場合